

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

## 第13回 商業賄賂の定義、処分の基準を変更—不正競争防止法の新規定

日系企業が中国で経営していく上で、現地における商業賄賂は、常に回避困難で悩ましい問題です。1993年から施行されてきた旧不正競争防止法(以下「旧法」という)の商業賄賂に対する定義は、ごく簡単なものであったため、実務における特定の取引行為の適法性が正確には判断しづらく、また商業賄賂に対する処分も十分重いとはいえず、商業賄賂を有効に抑止することができていませんでした。これを問題視し、2018年1月1日から施行された新たな不正競争防止法(以下「新法」という)では、商業賄賂の定義について重要な調整を行っただけでなく、行政処分の基準についてもさらに強化したものとなりました。今回は、これについて説明いたします。

## ◇取引相手に利益をもたらすかどうか—旧法規定の不明確、不合理の問題

商業賄賂について、旧法の実施細則の一つとしてあった「商業賄賂行為の禁止についての暫定施行規定」(1996年施行)では、「商業賄賂とは、経営者が商品を販売または購入するため、金品その他の手段を用いて相手方の組織または個人に賄賂を贈る行為をいう」と規定しています。

これらの規定から、取引相手に一定の利益をもたらせば、商業賄賂を構成すると解釈される可能性があります。

旧法では、このほかにも「経営者は、明示の方法をもって相手方に割引を与えることができる」との規定がありました。問題は、このように契約の中で価格の割引を明記するという方法が、実務の多くのケースで適用が不可能という点にありました。

会社が商業施設で商品を売り出す場合、中国の商習慣では、取引相手となる商業施設に対して利益をもたらすことば「出品料」「棚利用料」「陳列料」「サービス料」等の形で行われるものですが、旧法規定の解釈では、これらの費用を支払うことには、いずれも商業賄賂を構成する可能性があります。

## ◇新法の規定および問題点

## 1. 商業賄賂の定義の変更

新法では「取引相手に対して利益をもたらすことが商業賄賂を構成する」という内容が消え、代わりに以下のような組織や個人に対して贈賄を行う経営者において、商機や競争における優位性を獲得する意図がある場合のみ、商業賄賂を構成するとしています。

- 取引相手の従業員
- 取引相手からの委託を受けて関連事務を行う企業・組織または個人
- 職権または影響力を利用して取引に影響を及ぼす企業・組織または個人

商業賄賂の本質は、不正な手段により競争上の優位性を獲得しようとすることにあり、取引双方による正常で平等な経済的やりとりには、第三者が損失を被ったり忠実義務に違反したりするような状況が存在しないことから、新法による定義はより合理的なものになったと思われます。従って、前掲の例の「出品料」のような利益供与の方法が商業賄賂を構成するものとみなされる可能性は低いとみられます。

ただし、新法規定には依然として以下のような問題も一部残されています。

- (1) 新法では依然として、経営者は明示の方法をもって取引相手に対して割引を与えることができ、それを事実通りに記帳しなければならないと規定しているが、事実通りに記帳しない場合をどう位置付けるのか(商業賄賂か、その他の違法行為か)が明確に規定されていない。

(2) 「取引相手」の判断は、確定が難しく複雑である。例えば、医療機器の製造メーカーが病院に診断機器を販売するケースにおいて、取引相手が病院なのか患者なのかは、実務で意見が分かれる。

(3) 新法で商業賄賂の定義が改訂されたとはいえ、旧法の関連規定の「商業賄賂行為の禁止についての暫定施行規定」は依然有効であるため、法律の適用上で不整合が生じないか、旧法の定義により法執行がなされる場合があるのではないかと、大いに懸念される。

## 2. 行政処分を大幅に加重

- 商業賄賂の制裁金の金額を「1万元以上20万元以下」から、「10万元以上300万元以下」に大幅に引き上げた。
- 「違法所得没収」の処分方法は残した。
- 「営業許可証の取り上げ」の処分方式、違法の事実を信用記録に記載した上で公示するという懲戒方式を、新たに追加した。

### ◇日系企業の対応および留意すべき点

新法で商業賄賂の定義が改訂されたことで、日系企業には販売や市場開拓において、より柔軟に手段を講じる可能性がもたらされています。しかし同時に注意すべきこととして、新法の定義にはなお一定の問題が存在している上、商業賄賂に対する行政処分の方法や基準が大幅に強化されることもあり、企業内部で十分なコンプライアンスチェックを実施し、現在の、または今後展開を予定しているビジネスモデルを確実に法律の規定に合致したものとしていくことが大切になっています。

## 斉翔騰達、韓国化学大手SKCと提携＝合弁生産も－山東省

7日付の中国紙、中国証券報(B7面)によると、深セン証取の中小企業ボードに上場する化学メーカーの斉翔騰達化工(山東省)はこのほど、韓国の同業大手SKCと戦略提携することで合意した。

双方は化学品などを共同開発し、世界で販売する。また、中国内に合弁会社を設立し、プロピレンの加工事業などを手掛ける計画だ。

斉翔騰達は、工業用溶剤メチルエチルケトン(MEK)と無水マレイン酸(MA)で世界最大手。現在は石油化学品の加工や販売を強化し、事業拡大を図っている。(上海時事)

## 青島市民の可処分所得、1～3月は1万1520元

中国国家统计局青島調査隊によると、今年1～3月の青島市民1人当たりの可処分所得額は前年同期比8.6%増の1万1520元(約23万円)だった。うち都市部は8.2%増の1万3562元、農村部は7.6%増の6816元だった。ニュースサイトの信網が伝えた。

1～3月の可処分所得のうち、賃金の1人当たり平均は前年同期比6.6%増の6967元。可処分所得全体の60.5%を占めた。都市部は同6.2%増の8183元、農村部は同6%増の4166元だった。

1人当たり平均の自営業収入は同9.1%増の2471元で、うち都市部が10.1%増の2444元、農村部は7.1%増の2533元。家賃や利息など財産性の実収入は16.1%増の1026元で、うち都市部が15%増の1433元、農村部が9%増の88元だった。

社会保障給付など移転性の実収入は1人当たり平均14.3%増の1056元で、うち都市部は10.5%増の1502元だったのに対し、農村部は1～3月が各種保険の収入納付期だったため実収入は29元だった。

1～3月の1人当たり平均支出額は8.8%増の7639元。うち都市部は8.4%増の8970元、農村部は7.7%増の4571元だった。(時事)

## 青島ビール、値上げを通知＝1ケース当たり2元

中国のビール大手、青島ビール(山東省青島市)がこのほど1ケース当たり2元(34円)の値上げを通知したことを、業界関係者が6日明らかにした。経済情報サイトの智通財經網が7日伝えた。

値上げの通知があったのは、今のところ山東省内の一部地区だけ。青島ビール関係者は「値上げは5月20日から行う。青島ビール以外のブランドは値上げしない」と話している。